

千葉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（案）の概要

県土整備部都市整備局公園緑地課

1 改正理由

全国的に適切に管理されていない看板などの屋外広告物等（以下広告物等という）が落下又は倒壊する事故が発生しており、広告物等の安全確保がこれまで以上に求められています。

千葉県では、こうした状況を考慮し広告物等による公衆への危害を防止するため、千葉県屋外広告物条例の一部を改正します。

2 改正内容

	現 行	改 正	解 説
安全点検	条例に明記なし	・ 条例第 12 条の 4 第 1 項 すべての広告物等に対して、安全点検の実施を義務化 (はり紙、立看板等は対象外) ※括弧内は R8 年度改正予定の 施行規則で改正	現行では、管理義務の一環であることから、安全点検の義務は条例に明記していなかったが、安全点検の重要性を考慮し、今回改正から明記。 ただし、万が一、落下しても重大な事故の原因になる可能性が低いものは点検対象外とする。 例) はり紙、立看板、広告幕、車体広告物 【管理義務】 条例第 12 条の 2 補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。
安全点検結果の提出	施行規則に規定 大規模許可 広告物等（高さ 4 m又は表示面積 1 0 m ² 以上）は、更新許可申請時に 6 項目 の安全点検報告を提出	・ 条例第 12 条の 4 第 3 項 全ての許可 広告物等は、更新許可申請時に（1 7 項目）の点検結果を提出 (はり紙、立看板等は対象外) ※括弧内は R8 年度改正予定の 施行規則で改正	安全点検の重要性を考慮し、点検対象を拡大すると共に、点検箇所ごとの点検項目を明確・詳細化。
上記点検者	条例に規定なし（資格要件なし）	・ 条例第 12 条の 4 第 2 項 点検は以下の資格を有する者にさせなければならない。 資格：屋外広告士 屋外広告士と同等の資格 (点検技能講習修了者、建築士（一級・二級）、特定建築物調査員、広告美術仕上げに係る職業訓練指導員等) ※括弧内は R8 年度改正予定の 施行規則で改正	安全点検の実効性を担保するため、安全点検を行う者に資格要件を求める。
管理者の配置	・ 条例第 12 条の 3 大規模許可 広告物等（高さ 4 m又は表示面積 1 0 m²以上）には、以下の資格を有する者を管理者として定めなければならない。 資格：屋外広告業登録者 屋外広告士 一級建築士 ネオン工事資格者	・ 条例第 12 条の 3 第 1 項及び第 2 項 全ての許可 広告物等に管理者を定めなければならない。 ただし、管理者に資格要件は求めない。	日常管理の重要性を考慮し、配置対象を拡大。 ただし、配置対象を拡大したことと、安全点検を行う者に資格要件を求めることから、管理者には資格を求めない。

その他所要の改正を行います。

3 施行日（予定）

令和 9 年 4 月 1 日